

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

管理運営委託仮契約書（案）

令和6年10月

府 中 市

# 業務委託契約書



契約番号第 号  
令和 年 月 日

委託者

受託者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

業務名 府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 管理運営委託業務  
業務の履行場所

契約金額

円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

委託の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

契約保証金

支払条件

上記の事業（以下「本事業」という。）に係る業務の委託について、委託者府中市（以下、「甲」という。）と受託者 \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）との間に、甲が乙その他の者との間で締結した令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第1項の定めるところに従い、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、委託者と \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ 及び \_\_\_\_\_ との間の建設工事請負契約書と不可分一体として本事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は仮契約であって、上記特定事業契約の締結につき府中市議会の議決を得たときに本契約として成立することを確認する。府中市議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより乙に生ずる如何なる損害についても、甲は、その責めを負わない。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業  
管 理 運 営 業 務 委 託 契 約 条 項  
目 次

第1条	(総 則)	1
第2条	(関連業務等の調整)	2
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第4条	(契約の保証)	2
第5条	(業務の実施)	3
第6条	(業務の範囲)	4
第7条	(甲及び関係官公署との連携)	4
第8条	(第三者の使用)	5
第9条	(緊急時の対応等)	5
第10条	(担当者)	5
第11条	(業務の引継ぎその他実施の準備)	6
第12条	(業務の基準等)	7
第13条	(業務の実施計画)	7
第14条	(業務の実施報告)	7
第15条	(甲による業務実施状況のモニタリング)	8
第16条	(甲による業務の是正勧告)	8
第17条	(委託料の支払)	8
第18条	(代理受領)	9
第19条	(委託料の減額又は支払停止)	9
第20条	(委託料の返還請求)	9
第21条	(料金の徴収)	9
第22条	(長寿命化・改良保全)	10
第23条	(業務の履行責任)	10
第24条	(履行遅滞の場合の損害金等)	11
第25条	(損害賠償等)	11
第26条	(第三者への賠償)	12
第27条	(保険の維持)	12
第28条	(保険内容の確認)	12
第29条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	12
第30条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	12
第31条	(法令変更によって発生した費用等の負担)	13
第32条	(この契約の終了)	13
第33条	(業務の引継ぎ等)	14
第34条	(検査)	14
第35条	(甲の解除権等)	14
第36条	(乙の解除権等)	16
第37条	(不可抗力又は法令変更による契約解除)	16

第38条	(権利義務の譲渡等)	17
第39条	(協議会の設置)	17
第40条	(契約の変更)	17
第41条	(知的財産権)	17
第42条	(誠実協議)	18

別添 特約条項

別紙1	モニタリング実施要領等 (第15条、第16条、第19条及び第35条)	24
別紙2	委託料 (第17条、第18条)	25
別紙3	保険 (第27条)	26
別紙4	不可抗力の場合の費用分担 (第29条)	27

(総 則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、入札説明書等（入札説明書及びこれと同時に公表された要求水準書並びにこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款並びに入札説明書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書の契約期間（以下「契約期間」という。）中、契約書の履行場所における入札説明書等及び事業者提案において管理運営の対象とされた各施設（以下総称して「本施設」という。）にて、入札説明書等及び事業者提案に示された管理運営その他の各業務（以下総称して「業務」という。）を実施し、甲は、乙に対し、業務の実施の対価（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、確認、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、これらを口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、口頭で行った内容を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、基本契約において用いられている用語と同一の意味を有するものとする。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とし、時刻は、日本標準時とする。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、入札説明書等に別段の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 10 乙は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 11 基本契約、この契約、入札説明書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この契約、入札説明書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が入札説明書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規

定している場合は、事業者提案が入札説明書等に優先するものとする。また、契約期間中、事業者提案において入札説明書等に適合しない箇所が発見された場合には、入札説明書等に従い、乙の責任において入札説明書等を満足させるよう事業者提案の変更を行うものとする。

(関連業務等の調整)

第2条 甲は、乙の実施する業務及び甲又は甲の発注に係る第三者の実施する他の業務（基本契約別紙1第3項第2号記載の甲が行う業務を含むが、これらに限られない。）が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、甲又は第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

2 乙は、契約期間中において建設JV等が建設工事請負契約の定めるところに従って工事（解体対象施設の解体撤去工事及び改修対象施設の改修工事を含む。）を施工しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、建設JV等の施工する工事及び乙の実施する業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、乙及び建設JV等の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、本施設における業務の実施を継続し、甲及び府中市民その他本施設の利用者に損害を被らせないものとする。

3 甲が、甲の他施設と本施設の間で、廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、乙は、甲の調整に従い、甲におけるごみ処理の適正な処理計画の実現に協力しなければならない。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、業務が営利を目的とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、契約期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、当該事業年度に係る委託料金額の予定支払額（以下「年間委託料金額」という。）の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。ただし、乙は、第4号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する甲が確実に認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
- 3 前項の保証に係る保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、年間委託料金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第2項の規定により、乙が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 年間委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料金額の10の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（業務の実施）

- 第5条 乙は、基本契約及びこの契約に基づき、入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、本施設の管理運営体制（入札説明書等及び事業者提案の定める業務実施体制、有資格者の配置及び連絡体制並びに本施設への搬入者及び見学者等の安全確保体制を含むが、それらに限られない。以下同じ。）を整備し、業務を実施するものとする。
- 2 乙は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制、業務に係る生活環境影響調査書等を遵守するほか、府中市が定める一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画に従うものとする。また、乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件（入札説明書等の定める労働安全衛生・作業環境管理体制整備を含むが、それらに限られない。以下同じ。）を確保しなければならない。甲は、特に必要と認めた事項について、乙に対して、労働条件の確保について報告を求めることができ、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。これらを乙が遵守しなかったことは、乙によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。
- 3 業務の実施に係るユーティリティ条件は、入札説明書等に定めるとおりとし、これに従うものとする。
- 4 本施設における業務の実施過程において生成され排出される排出物（資源化業務によって資源化された資源物を含むが、それらに限られない。）の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、本施設における業務の実施に支障をきたさない範囲において、乙の責任と費用負担で、ごみ処理技術、カーボンニュートラルに関する技術等の新技術に関する実験を行うことができるものとする。かかる実験を行う場合、乙は、予め甲の承諾を得るものとし、

かかる実験後において、その実験結果を、甲の満足する様式及び内容で、書面にて甲に報告するものとする。なお、本施設の改変等を伴う場合、乙は、原則として実験前の状態へ復旧するものとする。

- 6 乙は、業務その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可を適時に取得するものとする。ただし、甲の取得すべきものについては、この限りではない。乙は、甲による許認可の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を甲の要請に従って行うものとする。
- 7 乙は、業務に関する住民からの苦情等に初期対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲は、かかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。乙は、甲が出席する周辺地域との協議会に出席し、住民等から意見を得た場合には、甲に報告して協議し、住民等の求めるところを尊重して必要な措置を講ずるほか、常に適切に業務を実施することにより、住民の信頼、理解及び協力を得るよう努力しなければならない。
- 8 乙は、善良なる管理者の注意をもって業務を実施するものとする。
- 9 乙は、業務の実施にあたって必要となる個人情報の取扱いについては、別添の特約を遵守し、甲の承諾を得た個人情報管理マニュアルに従い、本事業によって知り得た個人情報を適切に管理する。

(業務の範囲)

第6条 業務の範囲及び細目は、入札説明書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に管理運営するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、必要と認める場合は、乙に対する通知をもって業務のいずれか又はそのすべての範囲の変更に係る協議を求めることができるものとし、乙は、当該通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。この場合における業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、当該協議において決定するものとする。

(甲及び関係官公署との連携)

第7条 乙は、平常時及び緊急時の甲及び関係官公署との連絡体制を整備のうえ、甲及び関係官公署との連携を密にし、甲又は関係官公署の指導等があった場合には、乙は、事業者提案で別段の提案がなされ、かつ当該提案を甲が認めた場合でない限り、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲が行う業務に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、甲の指示により必要な書類・資料等を乙の費用負担で作成・提出しなければならない。なお、乙が行う業務に係る申請に関しては、乙の責任により行う。
- 3 業務に関して、甲及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求があった場合には、速やかに甲に通知のうえ、甲の指示に従って対応するものとする。

4 乙は、甲に対し、入札説明書等及び事業者提案に定めるところに従い、情報管理業務の実施として定期報告を行うほか、業務に関して、甲が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出し、また、甲が乙による本施設の運転や設備の点検等を含む業務全般に対する監査、検査等を行う場合には、乙は、当該監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

(第三者の使用)

第8条 乙は、事業者提案に従って業務(疑義を避けるため、法令等に従い再委託が禁止されているものは除かれることを確認する。)の全部又は一部を再委託するものとする。

2 乙は、事業者提案で明示された者以外の者に業務の一部を実施させる場合は、事前に甲に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

3 乙が業務の一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託はすべて乙の責任において行うものとし、業務に関して乙又はその乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(緊急時の対応等)

第9条 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、緊急時に対応する緊急対応マニュアル(入札説明書等に定めるBCM(事業継続マネジメント)及び急病人発生時の対応マニュアルを含む。以下同じ。)を作成し、緊急対応マニュアルに基づき防災組織及び連絡体制を整備した上で、これらが適切に機能するように定期的に防災訓練等を甲に事前に連絡して行い、その結果を甲に報告するものとし、台風・大雨等災害による被害発生時、火災及び機器の故障、停電等の事故発生時など緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、人身の安全を最優先に確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるよう速やかに本施設の停止その他必要な措置を講じるとともに、警察、消防、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報するほか適切な対応を行うものとする。

2 前項に定めるほか、緊急時対応した場合には、乙は直ちに対応状況及び運転記録等を甲に報告したうえで、当該報告後速やかに業務が早期に復旧できるよう対応策等を記した事故報告書を作成し、甲に提出する。

3 震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況において、その処理又は搬出を甲が実施しようとする場合、乙は、甲の要請に従って協力する。この場合における本施設の処理の費用については、甲は、この契約に従って変動費により支払うものとする。

(担当者)

第10条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員(以下「担当者」という。)を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、担当者を変更したときも同様とする。

2 担当者は、この契約の他の条項に定める甲の権限のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行について乙又は乙の現場総括責任者に対する指示、確認、承諾及び協議
  - (2) この契約及び入札説明書等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
  - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- 3 乙は、担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。甲は、かかる乙の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。
  - 4 甲は、2名以上の担当者を置き、第2項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの担当者の有する権限の内容を、担当者にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
  - 5 第2項の規定に基づく担当者の指示、承諾、確認又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
  - 6 甲が担当者を置いたときは、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、確認、承諾、質問、回答及び解除については、入札説明書等に定めるものを除き、担当者を經由して行うものとする。この場合においては、担当者に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
  - 7 甲が担当者を置かないときは、この約款に定める担当者の権限は、甲に帰属する。  
(業務の引継ぎその他実施の準備)
- 第11条 乙は、各業務の実施に先立って、入札説明書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施に必要な有資格者その他人員を確保し、かつ当該業務を実施するために必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める研修等を完了のうえ、入札説明書等及び事業者提案に従い、現場総括責任者その他の業務担当者を設置の上で管理運営体制を整備し、甲の指示に従って本施設の管理運営に関して必要な業務の引継ぎを受けた上で、第13条第1項の定めるところに従って業務実施計画書（同項に定義する。）を提出することにより、甲に対して、それぞれ届出等を行うものとする。
  - 3 甲は、前項に定めるところに従って届出等を受領した後、各業務の実施開始に先立って、入札説明書等及び事業者提案に従った各施設の管理運営体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。
  - 4 乙は、入札説明書等及び事業者提案に基づき建設JV等により実施される本施設の試運転までに、前各項の定めるところに従って当該本施設に係る管理運営体制を整備し、当該試運転を円滑に実施するものとする。
  - 5 乙は、業務の実施につき現場総括責任者その他の業務担当者として用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。
  - 6 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び

資格について甲に通知し、その確認を受けなければならない。また、当該使用人を変更したときも同様とする。なお、乙は、当該使用人並びに入札説明書等により届出を要するとされた使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名その他甲の請求した事項を甲に通知しなければならない。

- 7 甲は、乙が業務に着手した後に、各業務に係る総括責任者、業務管理者その他の業務担当者又はその他の乙の使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。乙は、かかる甲の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務の基準等)

第12条 乙は、業務の実施にあたり、入札説明書等及び事業者提案が定める環境保全基準その他の業務の基準等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施開始に先立ち、契約期間を通じた業務実施に関し、入札説明書等が定める環境保全基準その他の業務の基準等を遵守し、入札説明書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項(水準)を反映した環境保全基準、作業環境基準その他の業務基準を定め、第13条第1項の定めるところに従って業務実施計画書(同項に定義する。)として提出し、それぞれ甲の確認を受けるものとする。

(業務の実施計画)

第13条 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、各業務に係る業務実施計画書(以下総称して「業務実施計画書」という。)を作成して、甲に提出し、当該業務実施計画書の対象期間が開始する30日前に甲の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の定めるところに従って甲の承諾を受けた業務実施計画書を変更しようとする場合には、甲と事前に協議の上で行い、変更後の業務実施計画書を速やかに甲に提出しなければならない。

- 3 甲は、業務実施計画書の承諾又はその変更の確認を行ったことそれ自体を理由として、業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務の実施報告)

第14条 乙は、入札説明書等及び業務実施計画書に従い、各業務に係る業務の実施状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書(以下総称して「業務報告書」という。)を作成し、それぞれ提出期限までに、甲に提出のうえ、乙の事業所内において定められた保管期間が満了するまで保管し、甲又は甲の指定する第三者の要請に応じて閲覧に供する。

- 2 前項の定めるところに従って作成される業務報告書の様式(データ関連については形式等を含む。)等については、事業年度毎に、当該業務報告書の対象業務に係る業務実施計画書として第13条第1項の定めるところに従って提出し、それぞれ甲の承諾を得るものとする。

- 3 乙は、前2項に定める業務報告書のほか、入札説明書等及び業務実施計画書に従い、各

種の日誌、検査結果、点検記録、報告書等を作成し、乙の事業所内において定められた保管期間が満了するまで保管しなければならない。乙は、甲の要請があるときは、それらの日誌、検査結果、点検記録、報告書等を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。

- 4 乙は、前各項の定めに従うほか、入札説明書等及び事業者提案に基づく情報管理業務として業務実施計画書に従って情報管理を行う。

(甲による業務実施状況のモニタリング)

第15条 甲は、別紙1に定めるモニタリング実施要領等に従い、各業務に係る実施状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングを行うものとする。

- 2 甲は、前項に基づくモニタリングのほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、甲は、乙に対して業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

- 4 甲は、前各項の行為を行ったことを理由として、業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(甲による業務の是正勧告)

第16条 前条によるモニタリングの結果、乙による業務の実施が基本契約、この契約、入札説明書等若しくは事業者提案又は業務実施計画書を満たしていない場合は、甲は乙に対して、別紙1に定めるモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、乙は、当該措置以降に前条の定めるところに従って甲に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、甲が講じた是正勧告その他の措置に対する対応状況を記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。

(委託料の支払)

第17条 甲は、業務の実施の対価として、乙に対して、別紙2に定める算定方法、スケジュール及び支払方法に従い、委託料を支払うものとする。当該委託料には、業務の実施にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、乙は、甲に対し、何らの支払も請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って乙が本施設の運転停止等を行った場合、甲は、理由の如何にかかわらず、委託料のうちの固定費から当該運転停止等により乙が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、乙の責めに帰すべき管理運営停止に基づく甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、委託料の支払にあたり、乙から甲への支払が必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。

4 乙は、甲が委託料の支払を遅延したときは、その支払うべき額について遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

5 委託料は、別紙2に定める改定方法のとおりに改定される。

（代理受領）

第18条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して委託料の支払をしなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に委託料の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

（委託料の減額又は支払停止）

第19条 第15条による甲の業務実施状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、甲は、別紙1に定めるモニタリング実施要領等に定めるところに従って乙に対して支払うべき委託料の支払につき、減額又は支払停止することができるものとする。

（委託料の返還請求）

第20条 乙が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、乙は、当該減額されるべき委託料を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める割合で計算した額の違約金を付するものとする。

（料金の徴収）

第21条 乙は、次の各号の定め並びに入札説明書等又は甲が別途定めるところに従い、本施設へ直接に持ち込みごみを搬入しようとする者から甲が定める料金を徴収の上、善良なる管理者の注意をもって取扱い、甲の指示する方法で甲に納付するものとする。

(1) 乙は、市民からの粗大ごみの直接持ち込み車に対して、甲の指定する粗大ごみ搬入予約システムを使用して受付管理を行い、料金を徴収の上、その都度、支払者に対し、領収書を発行し、その写しを保存しなければならない。

(2) 乙は、前項の定めるところに従い徴収された料金に関する会計については、独立した会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、料金の徴収に係る経理を明らかにした書類を整備し、契約期間満了の日に甲に引き渡すものとする。

(3) 乙は、第1項所定の領収書の写し、前項所定の帳簿類及び料金の徴収を確認できる書類に基づき、調定を行い、甲が別途定めるところに従い、甲の定める様式の報告書を提出することにより甲に報告しなければならない。

(4) 乙は、前各項に基づく手数料の徴収事務に使用する印鑑を、この契約の締結後、直ちに甲に届け出るものとし、届け出た印鑑を変更しようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(長寿命化・改良保全)

第 22 条 乙は、入札説明書等に従い、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）」(令和 3 年 3 月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)等に基づき、本施設の建設 J V 等が作成する施設保全計画を踏まえ、本施設の長寿命化総合計画（施設保全計画及び延命化計画を含む。以下総称して「長寿命化総合計画」という。）を作成し、甲の確認を得るものとする。

2 乙は、契約期間中、業務の実施による点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎事業年度、長寿命化総合計画を更新し、その都度、甲の確認を得るものとする。

3 乙は、前各項の定めるところに従って甲の確認を得た長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能（入札説明書等に定める意味を有する。以下同じ。）を発揮するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査その他業務を実施する。

4 乙は、前各項の定めるところに従って本施設の長寿命化を図るほか、乙の責任と費用負担で、本施設の改良保全や新技術の採用を随時検討し、これを行おうとする場合には、改良保全や新技術の採用に関する計画を甲に提案するものとし、また、甲が改良保全や新技術の採用を計画する場合は、その検討に協力するものとする。この場合、乙の提案内容や甲の計画に関しては、財産処分を含め、甲において判断し、甲の承諾を得た範囲で実施するものとする。なお、改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、その費用は、入札説明書等に従い、甲及び乙の協議において調整する。

(業務の履行責任)

第 23 条 乙は、本施設の基本性能が発揮されるよう業務を履行する責任を負うものとし、理由の如何を問わず、本施設の基本性能が発揮されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第 24 条に基づく損害金を支払う。ただし、第 4 項の適用がある場合は、この限りでない。

2 本施設の基本性能を確認するため、乙は、入札説明書等に従い、建設工事請負契約に定める工期の終了直後に到来する事業年度から、少なくとも 3 事業年度に 1 回の頻度で精密機能検査を甲の承諾を得た精密機能検査計画書に基づき実施し、その検査結果を随時甲に提出するものとする。なお、詳細な検査実施項目について、乙は、甲と事前に協議の上で決定するものとする。

3 乙は、業務の実施過程で、次のいずれかの場合に該当し又はその疑義が生じたときは、自ら又は甲の請求に基づき、入札説明書等及び契約適合検査要領書に従い、自己の費用で検査（精密機能検査、性能確認試験を含む。以下同じ。）を実施し、その結果を書面で報告するものとする。

- (1) 運転上又は安全衛生上支障がある事態が発生した場合
  - (2) 設計上(材質も含む)、構造上・施工上の欠陥が発見された場合
  - (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
  - (4) 性能に著しい低下が認められた場合
  - (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合
- 4 前項の検査の結果において本施設の基本性能が確保されていないことが判明した場合、乙は、これを改善して当該本施設の基本性能を発揮せしめるべく必要な措置を自己の費用と責任で講じるものとする。ただし、建設工事請負契約第41条に基づき建設JV等に契約不適合責任を追及できると認められる場合、乙は、甲に対し、建設工事請負契約に従って建設JV等に対して契約不適合責任を請求することを求めることができる。この場合、乙は、契約不適合の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか、甲が建設JV等に対して契約不適合責任を請求するために必要な協力を行う。
- 5 甲は、第34条の規定による明渡しから2年以内に、第3項各号のいずれかに該当する場合のみならず、いずれかの本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、これを改善して当該本施設の基本性能を発揮せしめるべく、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、本項の適用に関して第34条第5項に基づく別段の合意がある場合には、この限りでなく、当該合意の定めるところに従う。
- 6 乙は、前項に基づく甲に対する義務を履行するため、第34条の規定による明渡しから2年を経過するまで解散してはならない。ただし、乙が前項に基づく甲に対する義務を建設JV等、管理運営企業その他甲が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。

(履行遅滞の場合の損害金等)

第24条 履行期限の定めのある業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求するものとする。

- 2 前項の損害金の額は、当該業務に係る委託料の額につき、遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合を乗じて計算した金額とする。ただし、遅延違約金に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(損害賠償等)

第25条 乙は、本施設を損傷し、又は滅失したときその他この契約の乙による違反により甲に損害が生じたときは、この約款に別段の定めがある場合を除くほか、当該損害の一切を甲に賠償しなければならない。ただし、当該損害(第27条の定めるところに従って付保された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により

生じたものについては、甲が負担する。

(第三者への賠償)

第 26 条 業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は当該損害の一切を当該第三者に賠償しなければならない。ただし、当該損害（第 27 条の定めるところに従って付保された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 甲は、前項の定めるところに従って乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険の維持)

第 27 条 業務の実施にあたり、契約期間の全期間にわたり、乙は、別紙 3 に定める保険を付保し、かつ、維持するものとする。

(保険内容の確認)

第 28 条 乙は、前条に基づき維持すべき保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約及び保険証券の写しを甲に提出してその確認を得るものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 29 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で甲乙双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定並びにこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置を決定するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の費用負担は、別紙 4 に定める負担割合によるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 30 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙

が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第31条 契約期間中に法令変更(法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は乙に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。)が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細(法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。)

2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、法令変更の施行その他効力発生までに対応措置についての合意が成立しない場合又は当該合意の成立が見込めないとの合理的判断に基づき甲の協議打ち切り(協議開始後60日を経過している場合に限る。)若しくは乙による一方的協議拒絶のいずれかがあった場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、次の各号に定める法令変更に起因する増加費用を負担する。

ア 業務に特別に影響を及ぼす法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 税制度に関する法令変更のうち、業務に特別に影響を及ぼす税制度の新設・変更に関するもの

(2) 乙は、次の各号に定める法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 第1号アに定める法令変更以外の法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 第1号イに定める法令変更以外の税制度に関する法令変更

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号に定めるいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 乙は、この契約の終了に際し、甲又は甲が指定する第三者に対し、入札説明書等及び事業者提案に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、本施設の円滑な管理運営に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を契約期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の実施に必要な図書等を引き渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び乙が引き渡すべき図書等は、乙が予め作成し、甲の承諾を受けなければならない。

3 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、甲及び乙の協議により決定されるものとし、かかる協議は契約期間開始後 15 年目を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、乙は、甲に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

第 34 条 乙は、この契約の終了までに、入札説明書等及び事業者提案に定めるところに従い、入札説明書等が定める条件及び前条第 3 項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たして本施設を明け渡さなければならない。

2 乙は、この契約の終了にあたり、その日から起算して 30 日前までに（契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに）、本施設が入札説明書等の定める基本性能に関する条件を満足することを入札説明書等及び事業者提案に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設の甲への明渡しの準備を整え、その旨を甲に通知しなければならない。

3 甲又は甲が検査を行う者として定めた第三者は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後 20 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、甲が認めた場合において、甲と乙の間で別段の合意が成立したときは、当該合意に従い、乙は入札説明書等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せず、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(甲の解除権等)

第 35 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行その他の是正（以下「履行等」という。）を求める旨の催告をし、その期間内に履行

等がないときは、この契約の全部又は一部を直ちに解除することができる（ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。）。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 業務の実施その他この契約の履行に関し、入札説明書等又は事業者提案において履行期限が定められているときに、当該履行期限までにこれを終了しないとき又は終了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第23条の業務の履行責任が果たされず又は第34条第4項の請求に応じないとき。
  - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
  - (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
  - (6) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、甲が相当期間を定めて是正勧告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されないとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 民法第542条に該当するとき。
  - (2) 第36条又は第37条によらないで乙からこの契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 第38条第1項の規定に違反し、第三者に委託料に係る債権を譲渡し、承継し、又は担保に供したとき。
  - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当するとき。
  - (5) 第15条による各業務に係る実施状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領等の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき。
  - (6) 甲が基本契約を解除したとき（基本契約第14条第6項の規定により甲が解除したとみなされる場合を含む。）。
- 3 甲は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、甲は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項の定めるところに従って甲が基本契約を解除した場合（基本契約第14条第6項に基づき甲が基本契約を解除したとみなされる場合を含む。）その他特

定事業契約及び取引上の社会通念に照らして甲に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

- 4 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、年間委託料金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。なお、甲に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、乙は、直ちに、その超える金額を甲に支払わなければならない。
- 5 第4項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。
- 6 甲は、この契約の終了後に第4項の違約金及び賠償金を請求する場合において、乙が既に解散しているときは、代表企業又は乙の株主であった者に対して当該賠償金の支払を請求するものとする。この場合において、代表企業及び乙の株主であった者は、共同連帯して当該違約金及び賠償金を支払う責任を負うものとする。
- 7 第1項各号又は第2項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権等)

第36条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行等の催告をし、その期間内に履行等がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。
  - (1) 甲がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合
  - (2) 甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合
  - (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が基本契約を解除したとき。

3 乙は、前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約以外の特定事業契約に基づき甲から損害を賠償された場合はこの限りでない。

4 前各項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の実施が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項

の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 38 条 乙は、甲の文書による承認を得ないでこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、基本契約第 9 条第 5 項に定める場合はこの限りでない。

2 第 1 項の甲の文書による承認があった場合においては、乙は、甲が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(協議会の設置)

第 39 条 甲と乙は、業務を円滑に実施するため、必要に応じて情報交換や業務の調整を図る協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は協議のうえ、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者等を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第 40 条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(知的財産権)

第 41 条 乙は、乙が本施設を稼働させて、業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 乙は、委託料が、前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第 4 項の規定に基づく成果物及びその使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 甲が、この契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲に留保されるものとする。

4 乙は、この契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物及び著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物を含む。以下「提供書類等」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。甲は、提供書類等の著作権及びその他の知的財産権に関し、甲の裁量により自己又は第三者をして利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。乙は、自ら又は権利者をして、当

該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、甲及びその指定する第三者による前項に基づく提供書類等の自由な使用等が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとし、如何なる場合でも甲及びその指定する第三者に損害、損失、費用等を被らせないものとし、甲又はその指定する第三者が提供書類等の使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったときは、その全額を補償する。

6 前項の定めに従うほか、乙は、その作成する提供書類等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(補足)

第42条 この契約に定めのない事項については、基本契約の定めるところに従い、基本契約に定めがない事項については、関係法令及び府中市契約事務規則（昭和39年規則第11号）によるほか、基本契約第7条第3項に基づき必要に応じて甲と乙とが協議して定める。なお、この契約の締結にあたり、乙は、甲との間で別添の特約を締結したものとみなす。当該特約のいずれかの規定と、この契約の規定が矛盾し又は抵触する場合には、当該特約の規定が優先するものとする。

以 上

(別添)

## 個人情報の取扱いに関する特約条項

(目的)

**第1条** この特約条項は、この契約における個人情報の取扱いについて適正を期し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう取り決めるものとする。

(法律等の遵守)

**第2条** 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、府中市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)、その他の法律、政令、省令、条例及び所轄官庁の行政指導を遵守の上、個人情報を取り扱うものとする。

(個人情報の管理体制)

**第3条** この契約の締結に当たり、乙は甲に対し、個人情報保護法、番号法及び法施行条例に基づいた個人情報の管理体制について十分な説明を行うものとし、必要に応じ、個人情報管理基準又はこれに関連する基準を甲に提出するものとする。

(個人情報の受取・管理責任者)

**第4条** 乙は、乙の個人情報の受取責任者、管理責任者及び個人情報を取り扱うことが可能な業務従事者を、文書において甲に知らせ、乙の内部でこの特約条項の趣旨を周知徹底し、それを遵守するとともに、従業者への指導監督の責を負うものとする。また、責任者が変更になった場合は、直ちに書面をもって甲に届出するものとする。

(個人情報の適正管理義務)

**第5条** 乙は、甲が提供する資料のうち、個人情報保護法第2条、番号法第2条8項、法施行条例第2条第2号の定義に基づき、個人情報(特定個人情報を含む)と指定された資料については、次項に定める機密保持義務を履行しなければならない。

2 乙は、個人情報を仕様書記載の利用目的に必要な範囲内で適正に管理するものとし、当該目的を超えて加工・利用及び複写・複製並びに第三者への提供・開示をしてはならない。

3 乙は、当該個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏えい等の危険に対し、技術的、人的及び物理的な面において合理的な安全対策を講じるものとする。

に委託させること又は請負させること(以下「再委託等」という。)

ができないものとする。ただし、乙が事前に再委託等先を特定できる情報を書面で甲に通知し、かつ、甲が書面でこれに同意した場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の書面による承諾をもって第三者にこの契約業務を再委託等させる場合、乙は、再委託等先について、氏名、業務範囲その他必要事項を甲に通知し、かつ、再委託等先に対し、この特約条項で定める個人情報の取扱いと同等以上の機密保持義務を課して、それを管理するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面に基づく再委託等を行った場合、乙は、当該第三者の選任及び当該第三者の業務の履行について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

4 甲は、特定個人情報を扱う事務の再委託を承諾した場合、その再委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事故報告体制)

**第10条** 乙は、業務において収集・利用する個人情報に関して、この特約条項に違反した場合又は外部漏えい等の事件及び事故が発生した場合には、速やかに甲に対し、詳細を報告し、被害の拡大を防止するとともに、対応・対策について甲と協議することとする。

(損害賠償)

**第11条** 乙は、この契約業務の履行に際して、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対し、当該損害の賠償の責めを負うものとする。なお、具体的な損害賠償の金額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(特約条項の変更等)

**第12条** この特約条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもってこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

**第13条** 乙は、この特約条項に関連して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(有効期間)

**第14条** この特約条項の有効期間は、この契約の履行期間とす

(従業員教育)

第6条 乙は、乙の従業員に対し、この特約条項に定める事項を十分に説明し、個人情報の取扱いについての教育を徹底するとともに、これを担保するため、乙の従業員との間で機密保持契約を締結するなどの策を講じることとする。

(報告及び監査等)

第7条 甲は、甲が必要と認めた場合、いつでも乙のこの契約に基づく業務における個人情報の管理・運用状況について、口頭、書面、乙の事務所への立入り等の方法により、甲又は甲が指定する者が監査及び調査（以下「監査等」という。）を実施することができるものとする。この場合において、乙は、甲が必要と認めて提出を求めた情報等を、直ちに甲に提出するものとする。

2 甲は、特定個人情報を扱う事務の委託をした場合、委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(改善)

第8条 乙は、甲の行った監査等において明らかになった問題点については、報告書をもって速やかに甲に改善方法を示し、改善するものとする。また、甲は、適宜、乙に対し、改善実施状況について報告を求めることができる。

(外部委託)

第9条 乙は、この契約業務の全部又は主要部分の実施を第三者

る。

2 乙の個人情報の取扱いが不完全であると甲が判断したときは、書面で通知することにより、この契約を解約できるものとする。

3 乙は、この契約の終了後も、この契約終了前に提供された個人情報の取扱いについては、この特約条項に基づく義務を負うものとする。

(特約条項期間有効終了後の処理)

第15条 この契約が終了した場合、終了原因にかかわらず、乙は、直ちに甲から提供を受けた資料、物品、複製物、電磁的データなどを甲に返還するほか、甲の指示する方法で完全に消去・廃棄し、甲の要求があった場合は、その旨の証明書を発行するものとする。

(協議事項)

第16条 この特約条項に定めのない事項、この特約条項による個人情報の取扱いに係る紛議、その他この特約条項の取扱いに関する必要な事項については、甲乙協議の上、信義誠実の原則にのっとり相互に協力して円滑に解決するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第17条 甲及び乙は、この特約条項に関し紛議が生じたとき、又は訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 府中市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

う。

(5) 不当要求行為等

ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為をいう。

イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為をいう。

ウ 正当な理由なく面会を強要する行為をいう。

エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭若しくは権利を不当に要求する行為をいう。

オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全の確保又は作業の実施に支障を生じさせるものをいう。

(6) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経

(4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい

**(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)**

**第3条** 甲は、乙（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除すること又は解約することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

営に関与している者を含む。)若しくは支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正職員をいう。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らな
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

**2** 乙が、前各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、年間委託料金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、甲に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、乙は、直ちに、その超える金額を甲に支払わなければならない。

**3** 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

**4** 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

## 環境配慮に関する特約条項

**(総則)**

**第1条** この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

**(用語の定義)**

**第2条** この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

**(環境関連法令等の遵守)**

(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく、環境に配慮した商品及びサービスの購入（グリーン購入）を心掛け、省資源に努めるとともに、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

(2) 車両の使用に当たっては、アイドリングストップなどのエコドライブを心掛け、省エネルギーや排出ガスの削減等に努めること。ディーゼル車にあつては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。また、甲が自動車検査証の提示を求めたときは、速やかに提示すること。

第3条 乙は、環境に関する様々な法令・例規を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第4条 乙は、甲の定める環境方針の趣旨を理解し、次の各号に掲げる取組により、環境への配慮に努めるものとする。

(3) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、目標達成に向けた取組に努めること。

(4) 有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止すること。

(5) その他、環境に配慮していると認められるものについて、積極的な活動を行うこと。

## 履行拒否又は履行不能の場合の違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 甲 甲である府中市をいう。

(2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(3) 契約条項 この特約条項が添付される契約の契約条項をいう。

(履行拒否又は履行不能の場合の違約金)

第3条 契約条項第35条第1項及び第2項に規定する場合のほか、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合においては、乙は、契約条項第35条第4項に規定する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、甲に生じ

た損害の額が当該違約金の額を超えるときは、乙は、直ちに、その超える金額を甲に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。なお、乙が契約条項第4条第2項第2号から第4号までに掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は、次の各号に規定する法律に基づき同号に規定する者による契約解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

## 不正行為による違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 甲 発注者である府中市をいう。

(2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額(請負金額の変更があった場合には変更後の額)の10分の3に相当する額を支払わなければならない(単価契約の場合は、「契約金額」を「各項目の単価に予定数量を乗じた金額の合計」として適用する。)。なお、甲に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、乙は、直ちに、その超える金額を甲に支払わなければならない。また、業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されて

(不正行為による違約金)

第3条 乙は、基本契約第14条第3項第1号のいずれかに該当

いるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領等（第15条、第16条、第19条及び第35条）

※入札説明書より転記する。

以 上

別紙2 委託料（第17条、第18条）

※具体的な金額及び支払スケジュールは事業者提案による。

※委託料の改定方法については、入札説明書より転記する。

以 上

### 別紙3 保険（第27条）

乙は、以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させることとし、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを甲に提出するものとする。

#### 1 第三者賠償責任保険

付保対象：事業者提案による。

付保期間：事業者提案による。

保険金額：事業者提案による。

#### 2 その他

乙は、事業者提案による保険（もしあれば）への加入を自ら手配し又は委託先をして加入させ、その保険料を自ら負担し又は委託先をして負担させなければならない。

以 上

#### 別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第29条）

不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した増加費用又は損害の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、第27条に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の乙の負担額を超えるときは、当該超過額は、甲の負担額から控除するものとする。

以 上